

参考資料2. 地方財政の状況等

目次

1. 過疎法の概要とこれまでの実績	・・・1
・過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要(指定要件等)	・・・ 2
・過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要(特例措置等)	・・・ 3
・過疎対策事業実績	・・・ 4
・過疎対策事業の実施状況・地方財政における位置付け	・・・ 5
・過疎対策事業債の施設別充当結果の推移	・・・ 6
・過疎対策事業によるインフラ整備率の向上	・・・ 7
2. 地方財政の状況	・・・8
・昭和30年代に自立していた山間地域の町村財政の事例(福島県金山町)	・・・ 9
・昭和30年代の地方債に依存していない山間地域の町村財政の事例(和歌山県日高川町(旧美山村))	・・・10
・過疎地域自治体における歳出額の増加	・・・11
・公債費の比率の高まり(1)	・・・12
・公債費の比率の高まり(2)	・・・13
・公債費の比率の高まり(3)(福島県金山町)	・・・14
・地方交付税への依存	・・・15
・歳出総額に占める比率の高い普通建設費	・・・16
・普通建設事業の展開の事例(京都府伊根町)	・・・17
・福祉費の増加	・・・18
・(参考)介護認定発現率	・・・19
・(参考)介護認定発現率の事例(非公開)	・・・20
・(参考)65-69歳 男性の平均余命	・・・21
3. 市町村合併の影響	・・・23
・市町村合併の効果と問題点	・・・24
・地域自治区制度の導入(1)	・・・25
・地域自治区制度の導入(2)	・・・26
4. 英国の支援制度の例	・・・27
・英国の衰退地域支援制度(1)	・・・28
・英国の衰退地域支援制度(2)	・・・29
・英国の社会的疎外者支援	・・・30

1. 過疎法の概要とこれまでの実績

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要 (指定要件等)

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和 45 年 4 月 24 日法律第 31 号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和 55 年 3 月 31 日法律第 19 号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2 年 3 月 31 日法律第 15 号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号)
期間	昭和 45 年度～昭和 54 年度	昭和 55 年度～平成元年度	平成2年度～平成 11 年度	平成 12 年度～平成 21 年度
時代潮流・背景	・高度経済成長を背景とした農山漁村地域における急激な人口減少 ・人口減少のために地域社会の基礎的條件の維持が困難になる「過疎現象」が社会問題としてクローズアップ	・人口減少率は鈍化傾向を示すも若年層を中心とした流出により高齢化が加速、相次ぐ鉱山廃坑等と併せて集落機能の低下などの集落問題が顕在化し始める ・長期かつ多数の人口流出により過疎地域では地域社会の機能が低下	・人口流出の構造は挙家離村による全世代流出から若年層の都市部への流出へと変化 ・地域社会の担い手の減少による活力の低下 ・S62 の4全総で「国土の均衡ある発展を目指すとした多極分散型国土の形成」が目標に掲げられ、地方の活性化の必要性が示される	・人口減少要因の重心が社会減から自然減へ ・農林水産業の著しい停滞の反面、産業の多様化や特性・資源を活かした起業が萌芽 ・経済社会のグローバル化や交通体系や情報通信手段の発達、地域間競争の本格化、価値観の多様化、地方分権等の時代潮流の変化
過疎対策の意義・必要性	○生活環境におけるナショナル・ミニマムの確保 ○人口の過度の減少の防止 ○地域社会の崩壊と市町村財政の破綻の防止	○依然として低位にある社会基盤の整備 ○過疎地域に居住する全ての住民が魅力と安らぎを感じつつ地域振興に取り組むことを支援するためには積極的な振興策が必要	○地域社会・経済全体としての弱体化への対応の必要性 ○地方の自主性・自律性を尊重し、「地方が知恵を出し、その求めに応じ中央が支援する」対策の必要性	○安全・安心な暮らしの確保 ○多様で美しく風格ある国づくりへの寄与 ○国民が新しい生活様式を実現できる場としての役割 ○長寿高齢社会の先駆けとしての役割
法の提案理由	「…最近における人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている過疎地域について、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与するため、緊急に、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じようとするものであります。」 (昭和 45 年 4 月 7 日衆議院地方行政委員会 古屋委員発言より抜粋)	「…過疎地域における公共施設等の整備水準を見ますと、他の地域と比較して依然低位にあり、住民の医療や雇用の確保など過疎地域に残されている課題は少なくありません。また、長期間にわたる人口の著しい流出の結果、過疎地域では地域社会の基盤が弱まり、その機能が低下するとともに、人口の急速な高齢化という新たな課題も生じております。したがって、今後はこのような課題に対処しながら、全ての住民が魅力と安らぎを感じつつふるさとづくりにいそしむことのできるような積極的な振興策を講ずる必要があります。」 (昭和 55 年 3 月 21 日衆議院地方行政委員会 塩谷委員長発言より抜粋)	「…過疎対策は着実にその成果を挙げつつあります。しかしながら、近年、東京一極集中が進む中で、全市町村の約3分の1、全国土面積の約半分を占める多くの過疎地域においては、人口の著しい減少に伴って地域の活力が低下していると言わざるを得ない現況にあります。このような状況に鑑み、国土の均衡ある発展を図る観点に立って(中略)全ての住民が魅力と安らぎを感じつつふるさとづくりにいそしむことのできるような積極的な活性化対策を講ずる必要があります。」 (平成 2 年 3 月 27 日衆議院地方行政委員会 島村委員長発言より抜粋)	「…これまでの間、過疎地域の公共施設等の整備は相当進んでまいりましたが、若年者の流出などによる人口減少と著しい高齢化など、引き続き厳しい状況が続いております。一方で、交流の拡大、情報通信の発達、価値観の多様化など地域を取り巻く環境の変化の中で、これからの過疎地域は、懐深い風格ある国土を形成するとともに、都市地域と相互に補完し合うことで、豊かな国民生活を実現するために重要な役割を担うことが期待されております。」 (平成 12 年 3 月 23 日衆議院地方行政委員会 斉藤委員長発言より抜粋)
目的 (法第一条)	人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる。 ○ 人口の過度の減少防止 ○ 地域社会の基盤を強化 ○ 住民福祉の向上 ○ 地域格差の是正	人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域と比較して低位にある地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる。 ○ 過疎地域の振興 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる。 ○ 過疎地域の活性化 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずる。 ○ 過疎地域の自立促進 ○ 住民福祉の向上 ○ 雇用の増大 ○ 地域格差の是正 ○ 美しく風格ある国土の形成

過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要 (特例措置等)

法律名	過疎地域対策緊急措置法 (昭和 45 年 4 月 24 日法律第 31 号)	過疎地域振興特別措置法 (昭和 55 年 3 月 31 日法律第 19 号)	過疎地域活性化特別措置法 (平成 2 年 3 月 31 日法律第 15 号)	過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号)
期間	昭和 45 年度～昭和 54 年度	昭和 55 年度～平成元年度	平成2年度～平成 11 年度	平成 12 年度～平成 21 年度
法の特徴	・ 過疎対策に関する総合的な立法である ・ 過疎対策に対する緊急措置を目的 ・ 人口流出という動態的な条件を基礎として対象地域を捉えている ・ 法律に定められた要件に該当すれば、自動的に過疎地域となる ・ 市町村合併等の特定の場合を除き、法律の適用されている期間中、過疎団体指定は変更されない。 ・ 過疎対策の主体を市町村とし、その自主性をできる限り尊重 ・ 時限法である	・ 過疎地域の現状に即し、①高齢者福祉の増進のための集会所の建設補助、②産業振興に係る新たな施策、③医療の確保にむけた市町村事業への国・都道府県の配慮、④小規模小中学校における教育の充実にもつた国・都道府県の配慮、の点で地域の拡充強化を図っている ・ 緊急措置法における過疎市町村で、本法により対象外となった市町村(いわゆる「卒業市町村」)について、道路の代行整備等に関する経過措置を講じる ・ 過疎対策の主体を市町村とし、その自主性をできる限り尊重 ・ 時限法である	・ 過疎地域の要件について、高齢者比率と若年者比率を採用 ・ ①地域の個性を活かして、地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくり、②基礎的なハード整備に加えソフトを含む総合的な地域の発展を重視することにも民間活力の活用も図ること、の2点を目指している ・ 過疎債の対象事業枠を拡充(地場産業を扱う第3セクターへの出資、高齢者福祉センターの整備など) ・ 都道府県代行制度の拡充(過疎地域とその他の地域を連絡する基幹道路についても対象とし、広域的見地から配慮) ・ その他の特別措置についても拡充 ・ いわゆる卒業市町村について道路の代行整備等に関する経過措置を講じる ・ 時限法である	・ 「起業の促進」「情報化及び地域間交流の促進」「美しい景観の整備と地域文化の振興等」を図ることによる個性豊かな地域社会の形成」が新たに目標に規定された ・ 過疎債の対象事業枠を拡充(介護老人保健施設の整備など) ・ 税制上の特別措置の対象事業にソフトウェア業を追加 ・ 過疎地域市町村を含む合併の場合、合併後の新市町村が要件や省令基準に該当しない場合も旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなす特別措置を適用 ・ いわゆる卒業市町村について①国庫補助率の高上げ、②都道府県代行整備事業、③過疎対策事業債について、経過措置を講じる ・ 時限法である
特別措置等	○国の負担または補助の割合の特例(3分の2) ①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅 ○過疎対策事業債 ○基幹道路の都道府県代行 ○医療の確保 - 都道府県は無医地区に関し、診療所の設置等を行う ○交通の確保(免許の許可・認可) ①一般乗合旅客自動車経営 ②自家用自動車を共同で有償経営 ○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用 ○住宅金融公庫からの資金の貸付 ○農林漁業金融公庫からの資金の貸付 ○税法上の特例措置	○国の負担または補助の割合の特例(3分の2) ①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅 ○過疎対策事業債 ○基幹道路の都道府県代行 ○医療の確保 ○老人福祉の増進(高齢者コミュニティセンター) ○交通の確保(免許の許可・認可) ○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用 ○住宅金融公庫からの資金の貸付 ○中小企業に対する資金の確保 ○農林漁業金融公庫からの資金の貸付 ○税法上の特例措置	○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5) ①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅 ○過疎対策事業債 ○基幹道路の都道府県代行 ○下水道事業の都道府県代行 ○医療の確保 ○高齢者福祉の増進 ○交通の確保 ○通信体系の充実 ○小規模校における教育の充実 ○地域文化の振興 ○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用 ○住宅金融公庫からの資金の貸付 ○中小企業に対する資金の確保 ○農林漁業金融公庫からの資金の貸付 ○税法上の特例措置	○国の負担または補助の割合の特例(10分の5.5) ①教育施設、②児童福祉施設、③消防施設 ④公立の小・中学校に勤務する教職員住宅 ○過疎対策事業債 ○基幹道路の都道府県代行 ○下水道事業の都道府県代行 ○医療の確保 ○高齢者福祉の増進 ○交通の確保 ○通信体系の充実 ○小規模校における教育の充実 ○地域文化の振興 ○農地法等による処分についての配慮 ○国有林野の活用 ○住宅金融公庫からの資金の貸付 ○中小企業に対する資金の確保 ○農林漁業金融公庫からの資金の貸付 ○税法上の特例措置

過疎対策事業実績

昭和45年以来、30年間の過疎対策事業の実績は約62兆円。分野別では、かつて約半分を占めていた「交通通信体系の整備」がシェアをやや下げ、他方で「産業の振興」「生活環境の整備」「高齢者の保健・福祉」のシェアが増加するなど、ニーズに応じてその内容は変化している。

<過疎法に基づく事業実績>

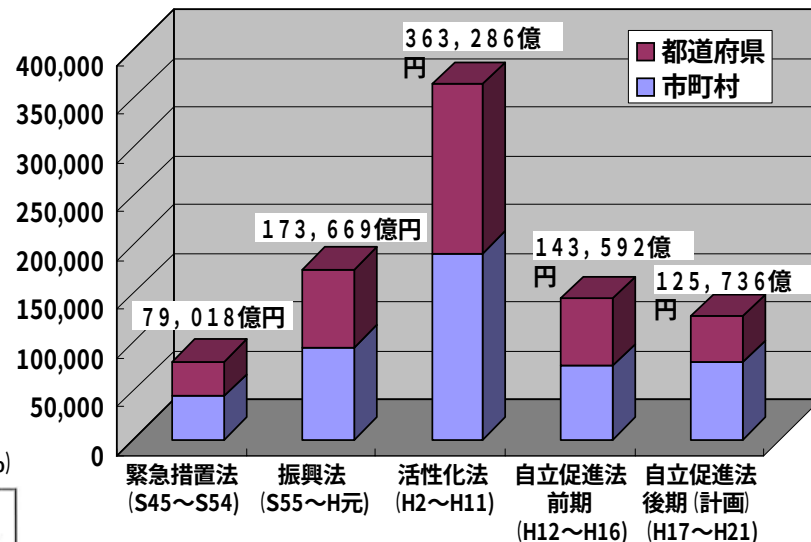
昭和45年～平成16年 75兆9,565億円

平成17年～平成21年(計画額) 12兆5,736億円

過疎対策における事業実績等

(単位:百万円、%)

区 分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合 計
緊急措置法 (S45～S54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)	953 (1.2)	9,470 (12.0)	190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)		
振 興 法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)	2,457 (1.4)	17,085 (9.8)	412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)		
活 性 化 法 (H2～H11)	前期実績 49,669 (31.2)	64,221 (40.4)	22,740 (14.3)	4,320 (2.7)	2,407 (1.5)	13,117 (8.2)	200 (0.1)	2,484 (1.6)	159,158 (100.0)	
	後期実績 56,935 (27.9)	78,451 (38.4)	41,317 (20.2)	6,988 (3.4)	3,804 (1.9)	11,747 (5.8)	986 (0.5)	3,901 (1.9)	204,128 (100.0)	
	合 計 106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)	
実績合計 (S45～H11)	172,384 (28.0)	267,812 (43.5)	102,293 (16.6)	9,621 (1.6)	51,419 (8.3)	1,787 (0.3)	10,657 (1.7)	615,973 (100.0)		
自 立 促 進 法	前期実績 H12～16 39,580 (27.6)	55,500 (38.7)	30,019 (20.9)	5,243 (3.7)	2,821 (2.0)	7,028 (4.9)	1,270 (0.9)	709 (0.5)	1,422 (1.0)	143,592 (100.0)
	後期計画 H17～21 34,636 (26.1)	43,931 (33.1)	29,381 (22.1)	6,343 (4.8)	2,818 (2.1)	11,737 (8.8)	1,733 (1.3)	537 (0.4)	1,676 (1.3)	132,793 (100.0)
	合 計 74,216 (26.9)	99,431 (36.0)	59,400 (21.5)	11,586 (4.2)	5,639 (2.0)	18,765 (6.8)	3,003 (1.1)	1,246 (0.5)	3,098 (1.1)	276,385 (100.0)



本表は、都道府県・市町村の過疎計画に基づく事業の実績である。都道府県・市町村の過疎計画には過疎地域の自立促進等に向けた施策が幅広く盛り込まれているため、事業の実績数値はいわゆるハード事業及びソフト事業の双方を含んでいる。

いずれも、総務省「平成19年度版過疎対策の現況」を基に国土交通省国土計画局作成

過疎対策事業の実施状況・地方財政における位置付け

過疎対策事業は、都道府県・市町村が役割分担の下、それぞれの策定する計画に基づき実施されている。
過疎地域市町村の歳入に占める過疎債の割合は、近年では5%前後で推移している。

○過疎対策事業（都道府県事業・市町村事業）実績 （項目別内訳、平成18年度）

（単位：百万円、%）

区分	項目	都道府県事業		市町村事業	
		事業費	構成率	事業費	構成率
1 産業の振興	(1) 農業の振興／基盤整備	188,602	17.8	93,022	8.1
	(2) 林業の振興／経営近代化施設	38,338	3.6	34,197	3.0
	(3) 水産業の振興／漁港施設	75,476	7.1	33,770	2.9
	(4) 地場産業の振興	9,705	0.9	7,579	0.7
	(5) 企業の促進	27,274	2.6	1,731	0.2
	(6) 企業の振興	4,965	0.5	153	0.0
	(7) 商業の振興	2,478	0.2	13,435	1.2
	(8) 観光又はレクリエーション	10,448	1.0	32,442	2.8
	(9) その他	34,478	3.3	33,440	2.9
	計	391,764	37.0	249,769	21.8
2 交通通信系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	I 基幹的な市町村道等の整備	18,465	1.7	153,712	13.4
	(1) 市町村道	5,879	0.6	17,981	1.6
	(2) 農道	24,033	2.3	23,644	2.1
	(3) 林道	500	0.0	360	0.0
	(4) 漁港関連道	172,215	16.3		
	II 都道府県道等の整備	211,014	19.9		
	(1) 国道	46,592	4.4		
	(2) 都道府県道	22,750	2.1		
	(3) 農道	0	0.0		
	(4) 林道	0	0.0		
	(5) 漁港関連道	21,040	2.0		
	III 交通確保対策	2,471	0.2	50,670	4.4
	(1) 電気通信施設等			1,436	0.1
	(2) 自動車等			2,123	0.2
	(3) 渡船施設			2,502	0.2
3 生活環境の整備	IV その他			2,995	0.3
	(1) 道路整備機械等			14,483	1.4
	(2) その他			539,442	51.0
	計			271,750	23.7
	(1) 水道施設			95,701	8.4
	(2) 公共下水道事業／下水処理施設	64,136		185,856	16.2
	(3) 廃棄物処理施設			21,306	1.9
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 消防施設			19,231	1.7
	(5) 公営住宅			34,922	3.0
	(6) その他	0	-	24,731	2.2
	計	64,136	6.1	381,747	33.3
	(1) 高齢者生活福祉センター／高齢者福祉施設	1,600	0.2	22,647	2.0
	(2) 介護老人保健施設			581	0.1
5 医療の確保	(3) 児童福祉施設			12,672	1.1
	(4) 母子福祉施設			101	0.0
	(5) 市町村保健センター及び母子健康センター			1,763	0.2
	(2) その他	11,794	1.1	32,393	2.8
	計	13,394	1.3	70,157	6.1
	I 無医地区対策			7,568	0.7
6 教育の振興	(1) 病院、診療所の整備			55	0.0
	(2) 患者搬送車（艇）の整備			418	0.0
	(3) 巡回診療			135	0.0
	(4) 保健指導等			4,108	0.4
	(5) その他				
	(1) 診療施設			23,773	2.1
7 地域文化の振興等	(2) 特定診療科に係る診療施設			752	0.1
	計	3,679	0.3	8,987	0.8
	II その他	15,963	1.5	33,512	2.9
	計			76,626	6.7
	(1) 学校教育関連施設			1,604	0.1
	(2) 幼稚園			17,143	1.5
8 集落の整備	(3) 集会所、体育施設			5,476	0.5
	(4) その他			100,849	8.8
	計	20,944	2.0	11,197	1.0
	(1) 地域文化振興施設等			3,035	0.3
	(2) その他			14,232	1.2
	計	3,760	0.4	3,057	0.3
9 その他（地域の自立促進に関し必要な事項）	計	8,613	0.8	21,004	1.8
	総計	1,058,402	100.0	1,146,077	100.0

○過疎法による過疎債及び国庫補助嵩上げの実績

（単位：百万円）

区分	過疎対策事業債		特例による国庫補助の嵩上げ額				
	事業費	過疎債	校舎・屋内運動場	教職員住宅	保育所	消防施設	合計
緊急措置法	1,278,607	665,687	14,607	615	4,027	8,690	27,939
(S45～S54)		52.1%					
振興法	2,996,811	1,642,999	10,802	401	3,463	17,904	32,570
(S55～H1)		54.8%					
活性化法	6,675,632	3,151,897	3,547	47	1,948	15,081	20,622
(H2～H11)		47.2%					
合計	10,951,050	5,460,583	28,956	1,063	9,438	41,675	81,132
(S45～H11)		49.9%					
自立促進法	—	1,632,823	2,808	2	1,516	4,914	9,241
(前期H12～H16)							

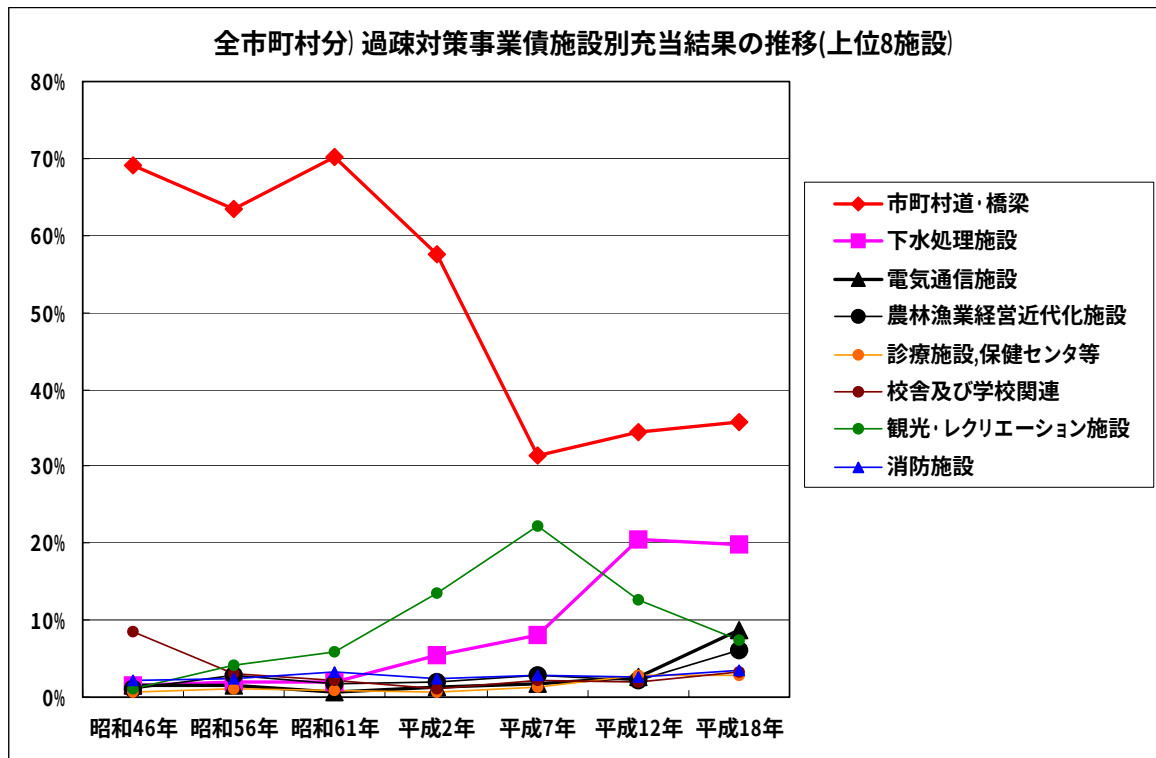
○過疎地域市町村決算額（歳入）に占める過疎債・国庫補助嵩上げ額の割合

（単位：百万円）

	歳入	過疎債	国庫補助嵩上げ額
平成5年度	5,846,184	309,996 (5.30%)	1,988 (0.03%)
平成6年度	5,911,204	299,998 (5.08%)	2,043 (0.03%)
平成7年度	6,079,391	329,976 (5.43%)	2,942 (0.05%)
平成8年度	6,269,833	359,938 (5.74%)	2,055 (0.03%)
平成9年度	6,126,667	373,500 (6.10%)	1,966 (0.03%)
平成10年度	6,341,923	373,200 (5.88%)	2,352 (0.04%)
平成11年度	6,148,661	369,192 (6.00%)	2,216 (0.04%)
平成12年度	5,905,610	342,649 (5.80%)	1,920 (0.03%)
平成13年度	5,816,040	353,800 (6.08%)	2,174 (0.04%)
平成14年度	6,454,904	328,970 (5.10%)	2,063 (0.03%)
平成15年度	6,330,549	313,000 (4.94%)	1,906 (0.03%)

過疎対策事業債の施設別充当結果の推移

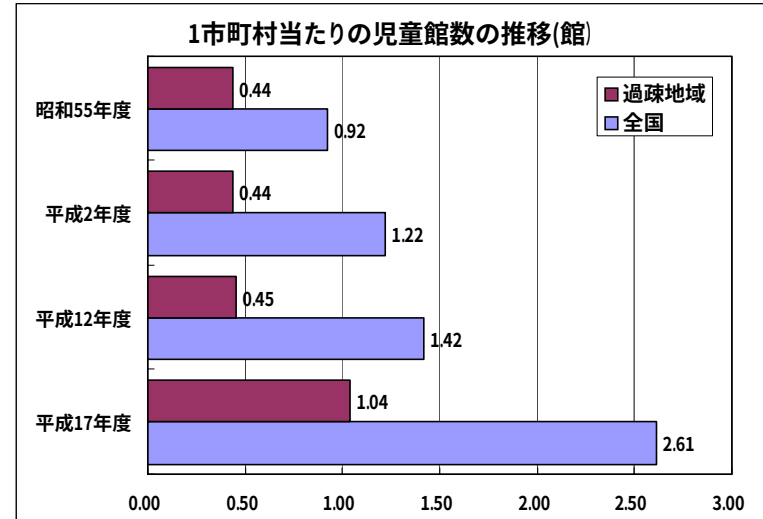
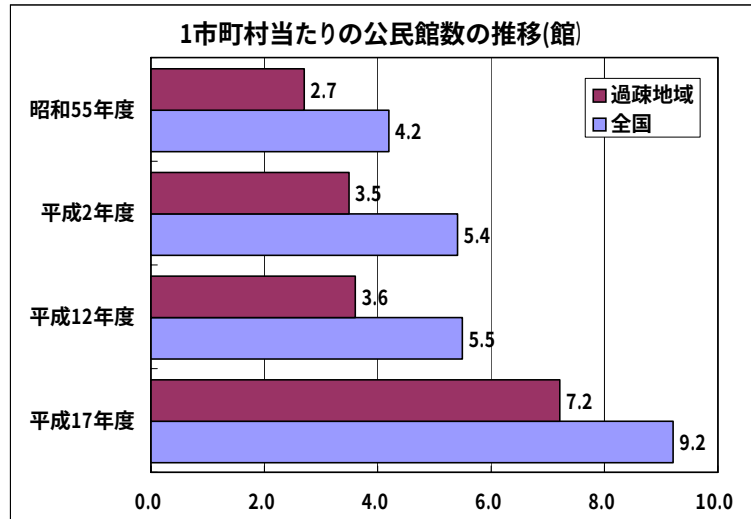
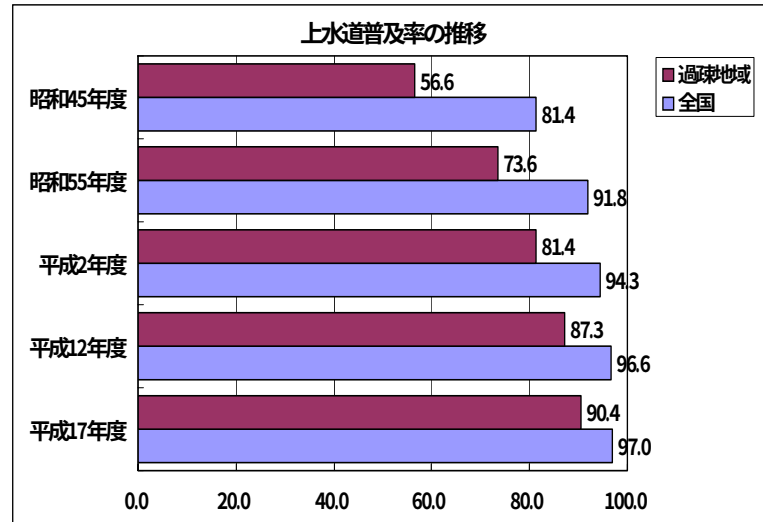
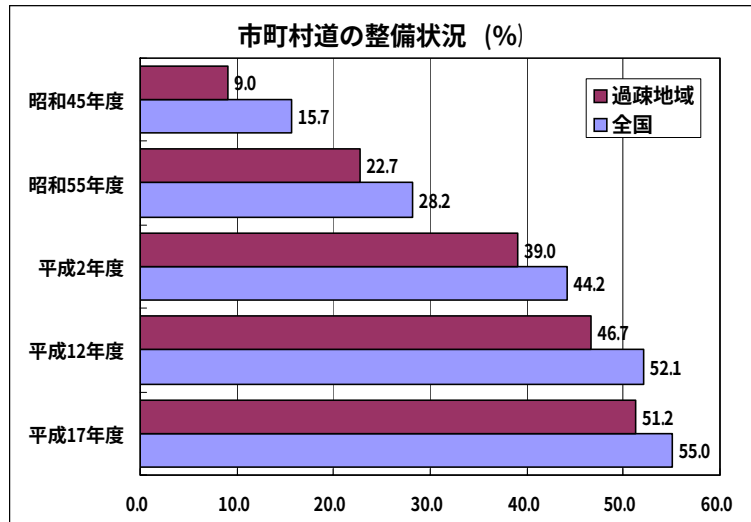
・過疎債の使途については、道路事業が大きく減少しているが依然として割合は高い。また下水道・観光レクリエーション・電気通信事業の割合が高まっている。



いずれも、総務省「過疎対策データブック-平成18年度過疎対策の現況-」を基に国土計画局作成

過疎対策事業によるインフラ整備率の向上

・過疎対策事業により、過疎市町村におけるインフラ整備率は着実に伸びている。



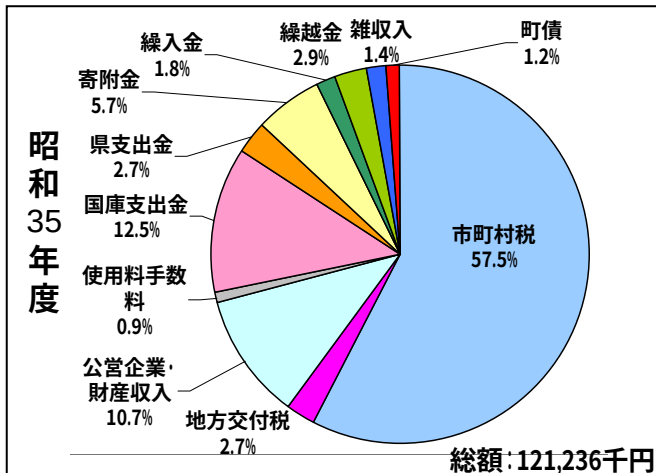
いずれも、総務省「過疎対策データブック-平成18年度過疎対策の現況-」
を基に国土交通省国土計画局作成

2. 地方財政の状況

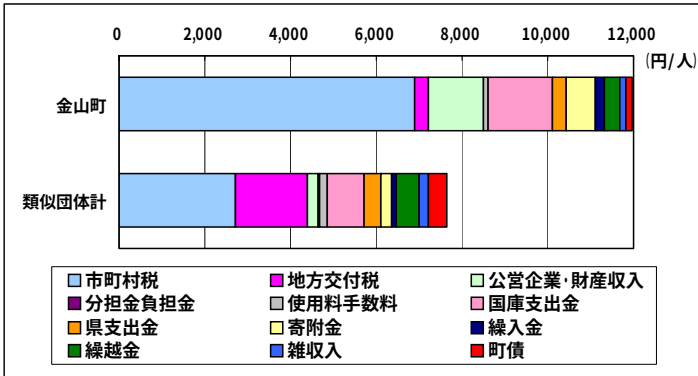
昭和30年代に自立していた山間地域の町村財政の事例（福島県金山町）

・昭和30年代の金山町では、只見川における水力発電や鉱山により、現在よりも歳入に占める町税のシェアが高く、財政的に自立していた。

■金山町の歳入額・内訳の推移

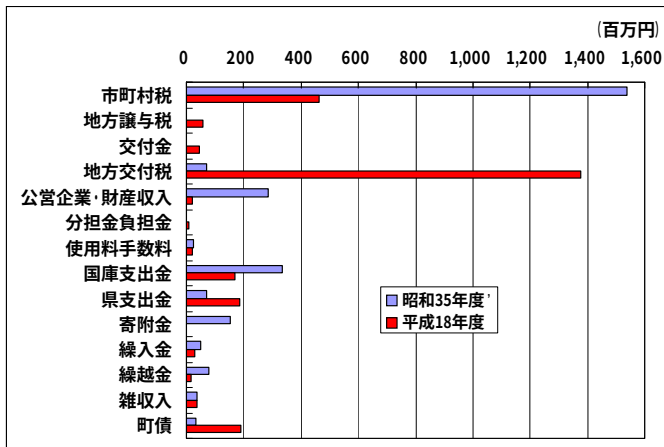


■昭和35年度の金山町と類似団体の一人当たり歳入額・内訳

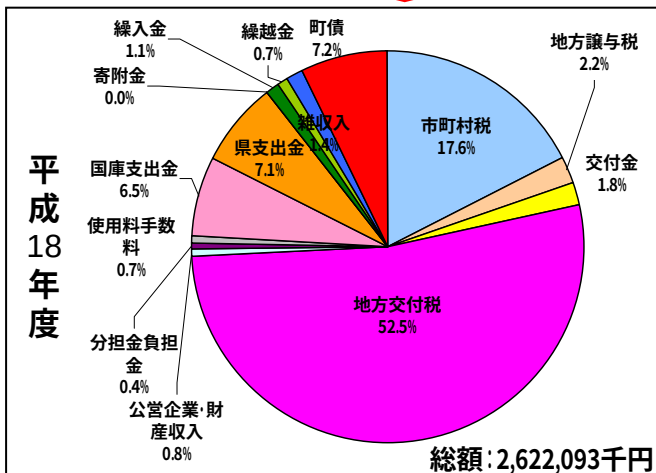


金山町（昭和35年）
・人口：10,119人
・2次3次就業者割合：57.5%
↓
Ⅲ-3類型 に該当
・人口：8,000～12,999人
・2次3次就業者割合：50～70%

■国民一人当たりGDPを加味した昭和35年度決算との内訳別歳入額の比較



※「昭和35年度」とは、昭和35年度決算額に、国民一人当たり国内総生産の比（平成17年度/昭和35年度）を乗じて算出したもの

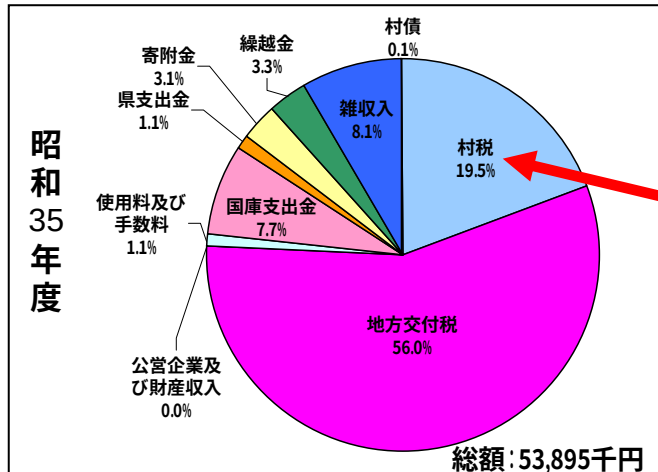


昭和35年度金山町歳入歳出決算書、平成18年度決算カード、昭和36年類似団体系市町村別財政指数表、国民経済計算等より国土計画局作成

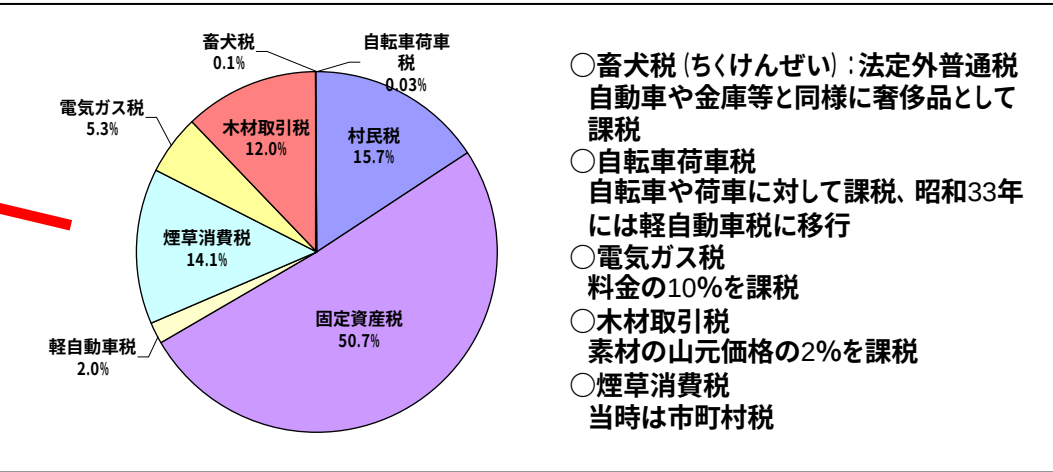
昭和30年代の地方債に依存していない山間地域の町村財政の事例 (和歌山県日高川町 (旧美山村))

・昭和30年代の旧美山村では、山林の固定資産税や木材取引税等により、現在よりも歳入に占める村税のシェアが高く、雑収入等もあり、地方債への依存度は低かった。

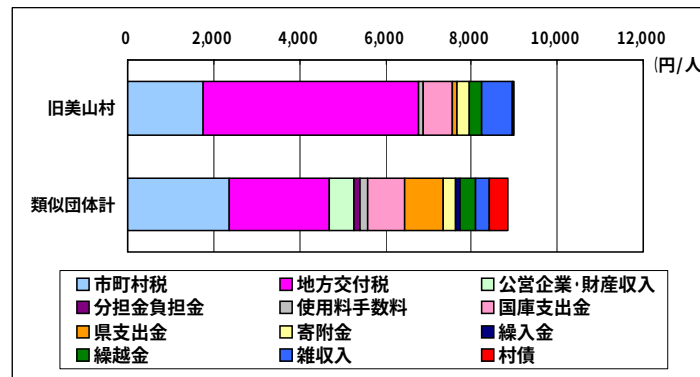
■旧美山村の歳入額・内訳の推移



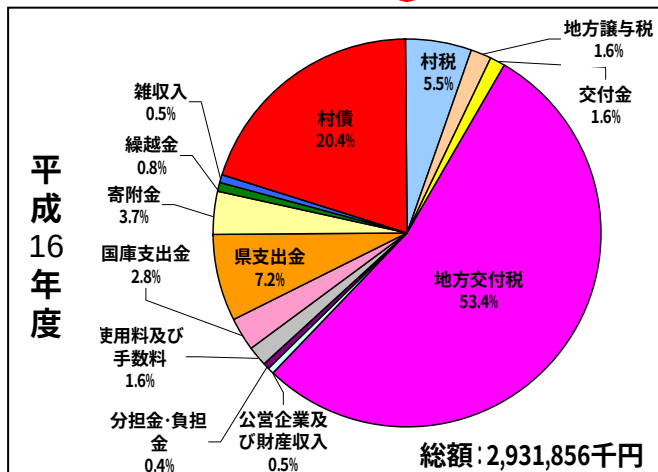
■ 昭和35年度の村税の内訳



■ 昭和35年度の旧美山村と類似団体の一人当たり歳入額・内訳



旧美山村 (昭和35年)
 ・人口: 6,004人
 ・2次3次就業者割合: 33.9%
 ↓
 II-2類型 に該当
 ・人口: 5,000~7,999人
 ・2次3次就業者割合: 30~50%

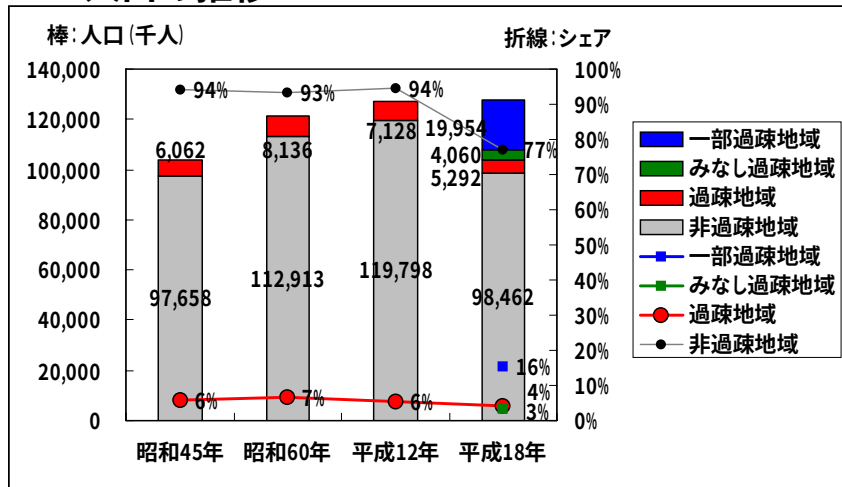


昭和35年度美山村歳入歳出決算書、平成16年度決算カード、
 昭和36年類似団体市町村別財政指数表等より国土計画局作成

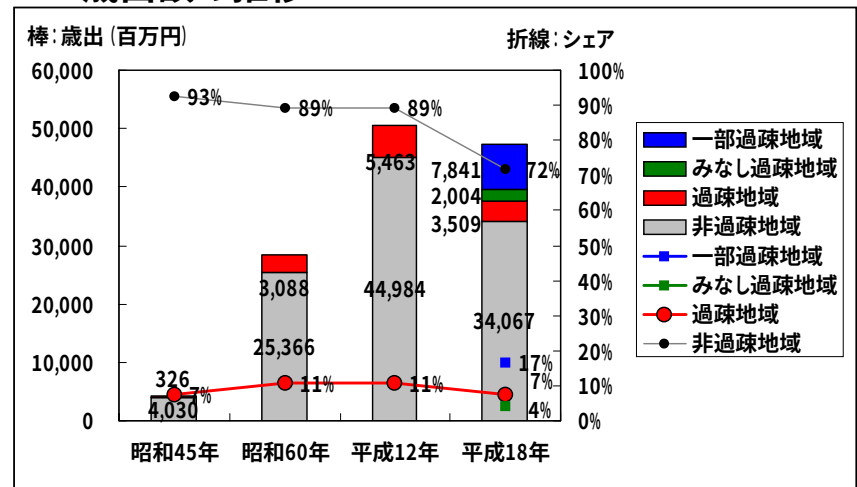
過疎地域自治体における歳出額の増加

- ・過疎地域は非過疎地域に比べて一人あたりの歳出額は大きく、単独過疎市町村では一人あたりの歳出額は全国平均のほぼ倍の水準にある。
- ・近年、歳出額は減少傾向にある。

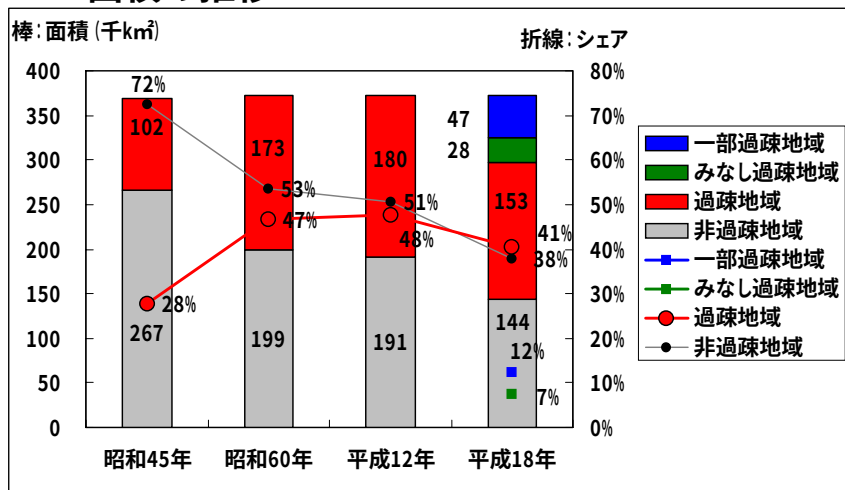
■ 人口の推移



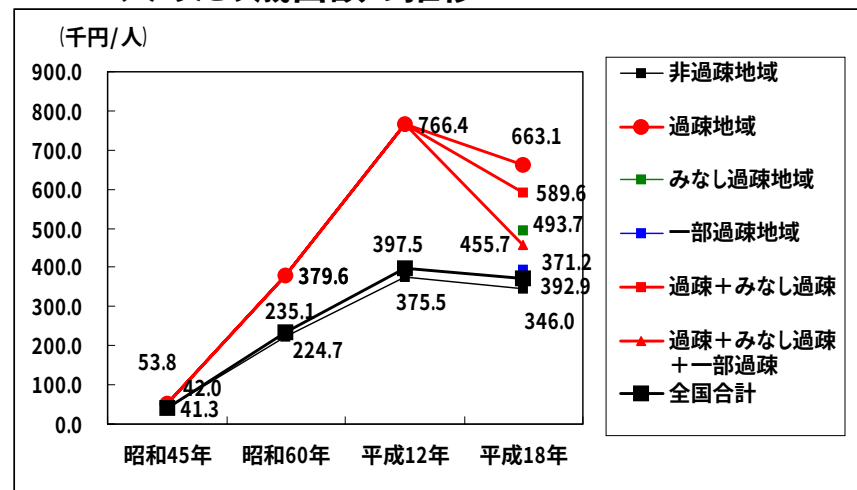
■ 歳出額の推移



■ 面積の推移



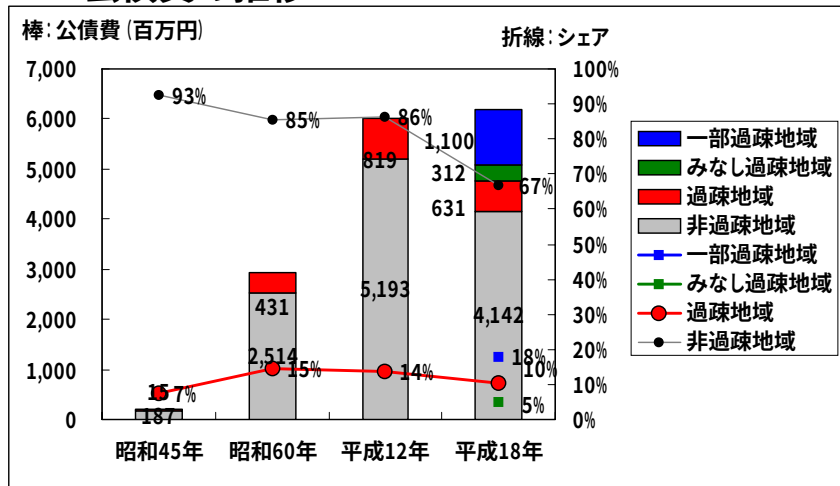
■ 一人あたり歳出額の推移



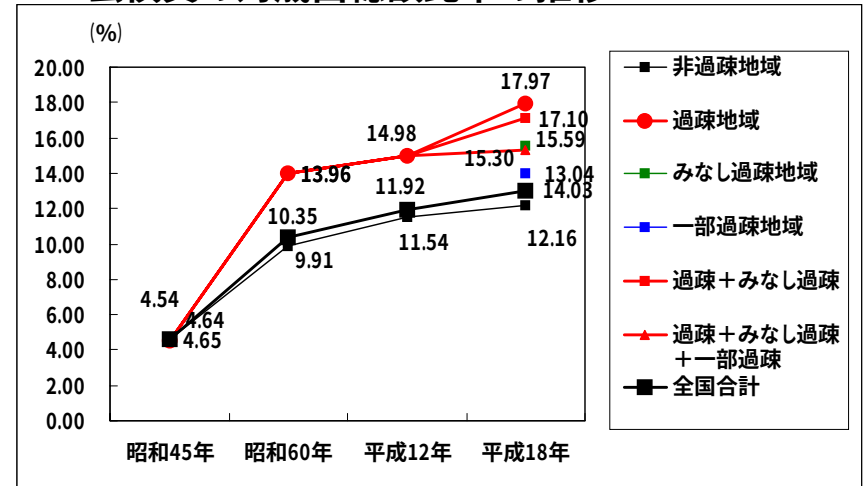
公債費の比率の高まり (1)

・過去に発行した地方債が積み重なっており、財政運営に余裕がない状態にある。

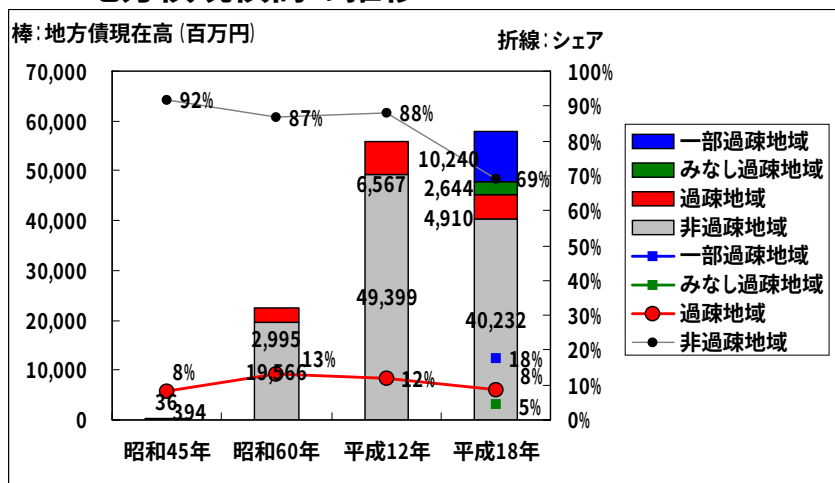
■ 公債費の推移



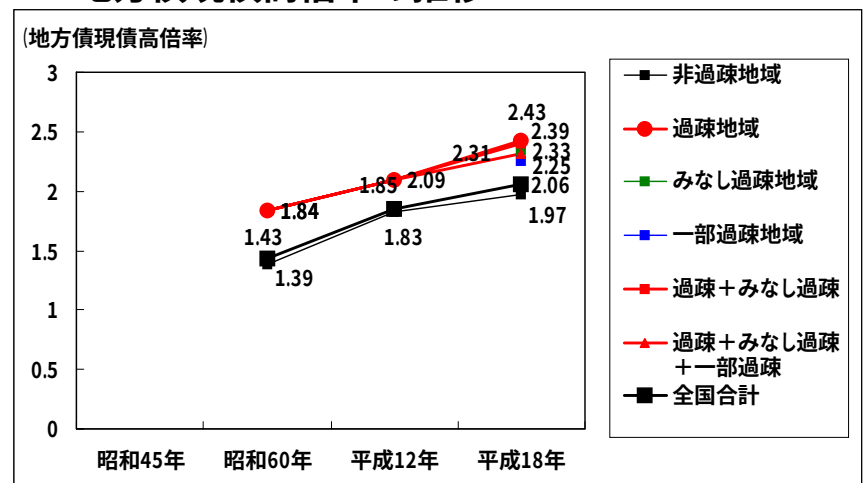
■ 公債費の対歳出総額比率の推移



■ 地方債現債高の推移



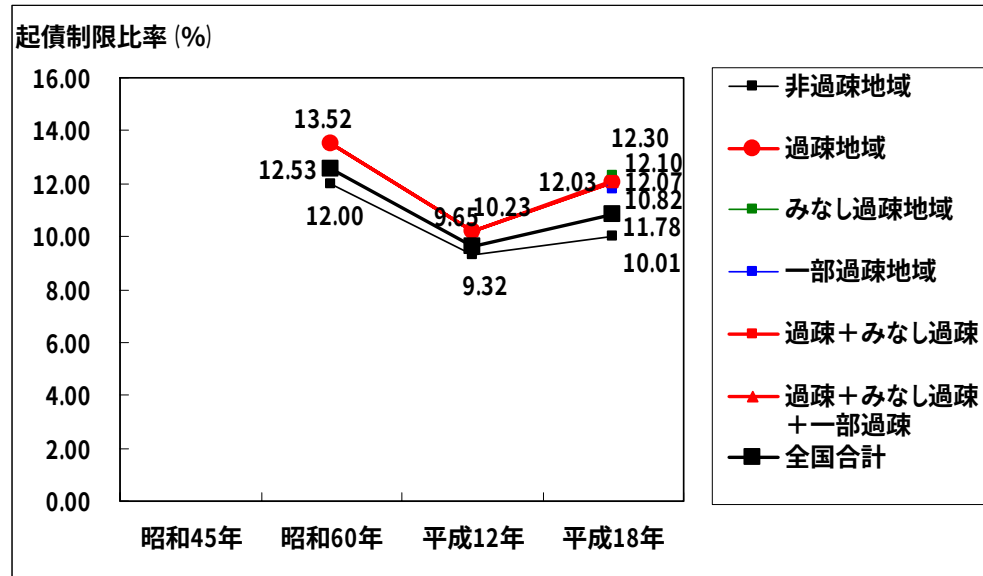
■ 地方債現債高倍率の推移



※ 地方債現債高: 今後償還すべき地方債現債高を標準財政規模で除したもので、将来の公債費負担を把握する指標 地方財政状況調査より国土計画局作成

公債費の比率の高まり(2)

■ 起債制限比率の推移

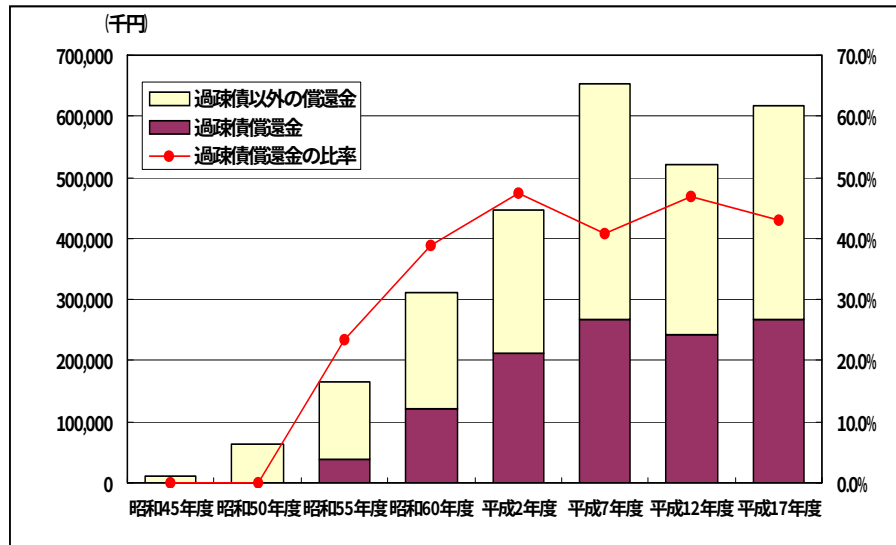


※ 起債制限比率：標準財政規模に対する借入金の償還に充てる一般財源（交付税措置分を除く）の割合であり、公債費（地方債の元金及び利子）の負担が財政運営に及ぼす影響を表わす。この比率が一定（20％）以上になると、地方債の発行が制限される。

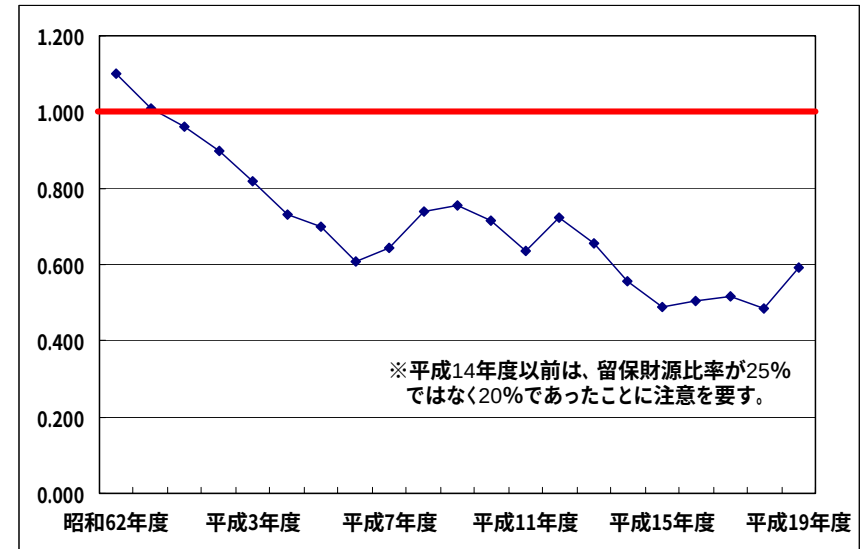
公債費の比率の高まり(3) (福島県金山町)

- ・金山町では、公債費は昭和50年代より増加の一途にあり、うち、過疎債償還金が40%超を占めている。
- ・その結果、町では留保財源を大幅に超える償還金を抱え、財源運営に余裕がない状態が続く。

■ 公債費に占める過疎債償還費、比率



■ 留保財源÷交付税措置のない元利償還金(普通会計)の推移



○留保財源

市町村では標準税収入の25%を指し、自治体の財源に余裕を持たせるため、基準財政収入額に参入されない額。自由財源。

○交付税措置のない元利償還金

過疎債の返済にあたってはその70%が地方交付税により措置されることから、公債費のうち当該自治体で工面しなければならない額を示す。

【算定式】

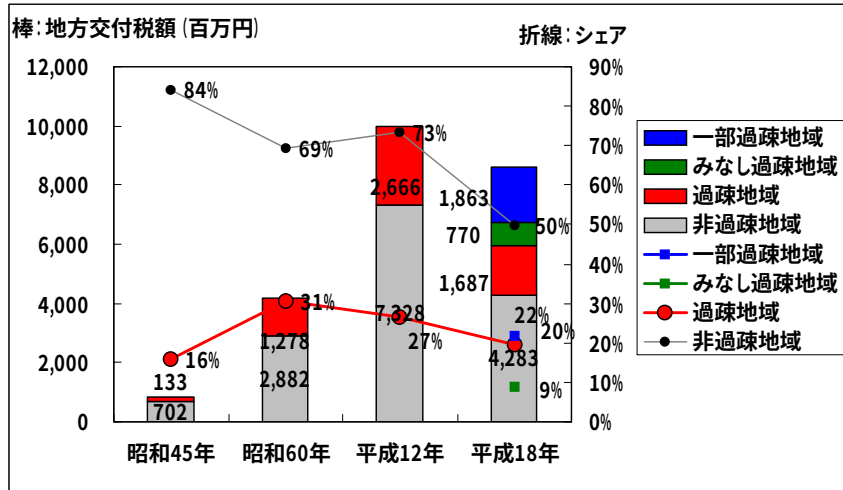
標準税収入等 — 基準財政収入額

公債費充当一般財源額 — 災害復旧等にかかる基準財政需要額
 — 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(a)
 — (a)に準ずる債務負担行為に係る支出

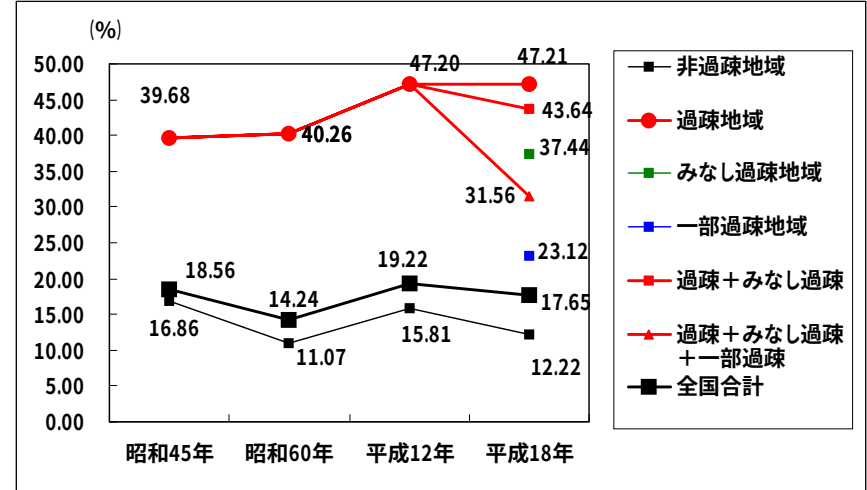
地方交付税への依存

・財政運営に余裕がない状態にあって、人口減少に伴う補正係数の割増等もあり、地方交付税への依存が高まる傾向にあったが、直近では地方交付税額が減少。

■ 地方交付税額の推移



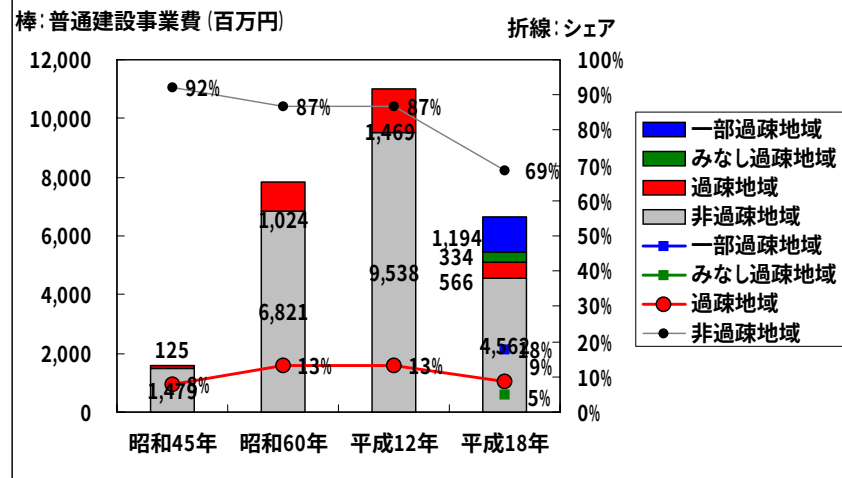
■ 地方交付税額の対歳入総額比率の推移



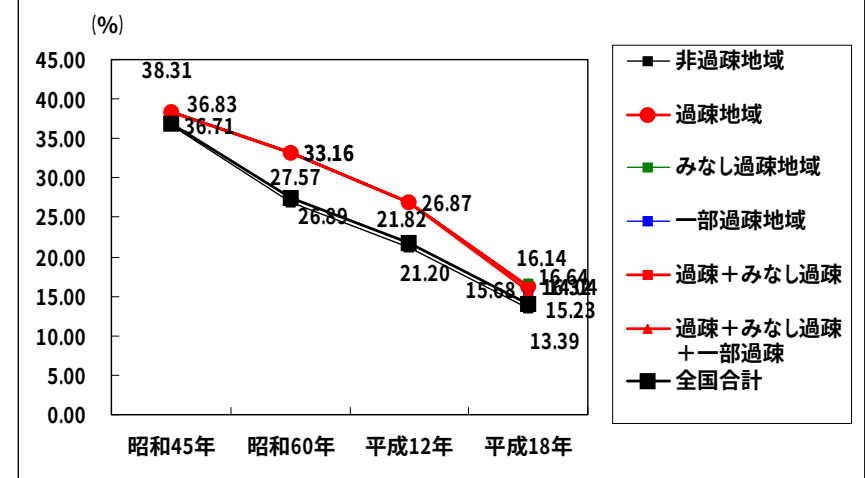
歳出総額に占める比率の高い普通建設費

- ・過疎地域は、非過疎地域に比べて歳出総額に占める普通建設費の比率が高く推移。
- ・歳出総額に占める普通建設費の比率は減少傾向にあり、そのなかで、普通建設費に占める単独事業費の割合の高まりがうかがわれる。

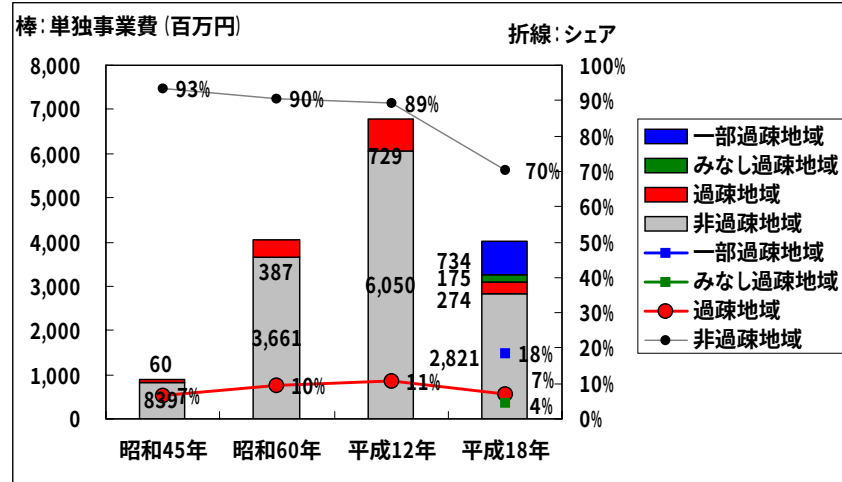
■ 普通建設事業費の推移



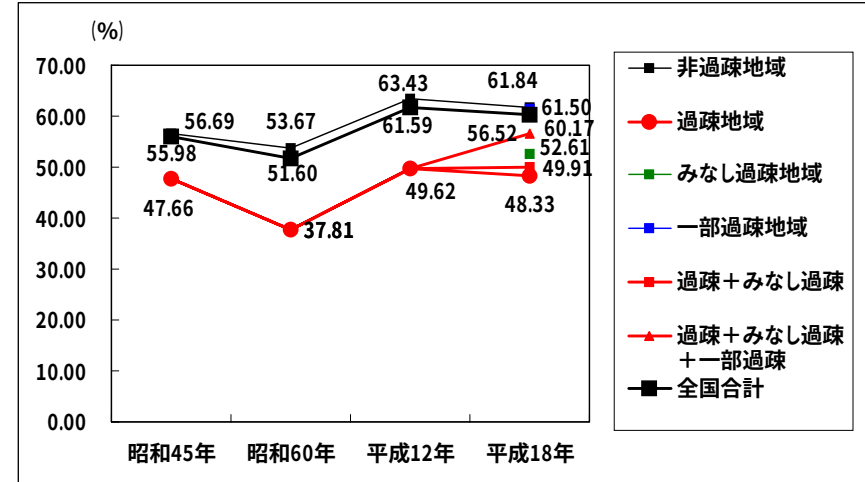
■ 普通建設事業費の対歳出総額比率の推移



■ 単独事業費の推移



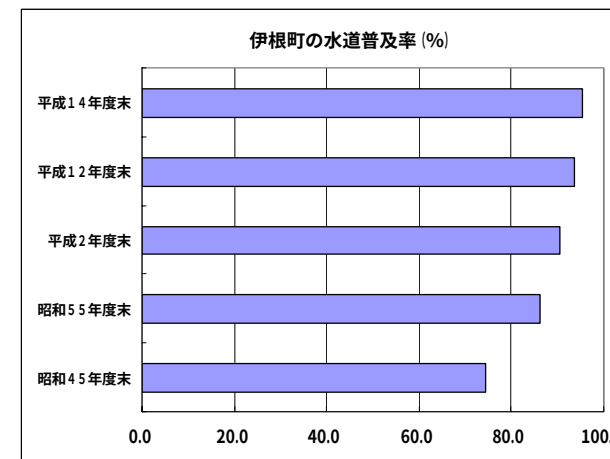
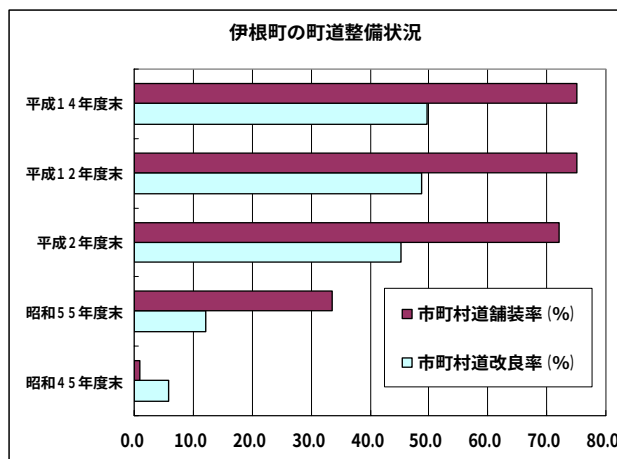
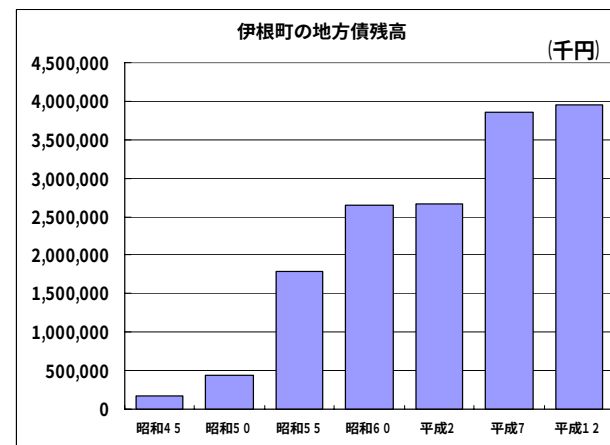
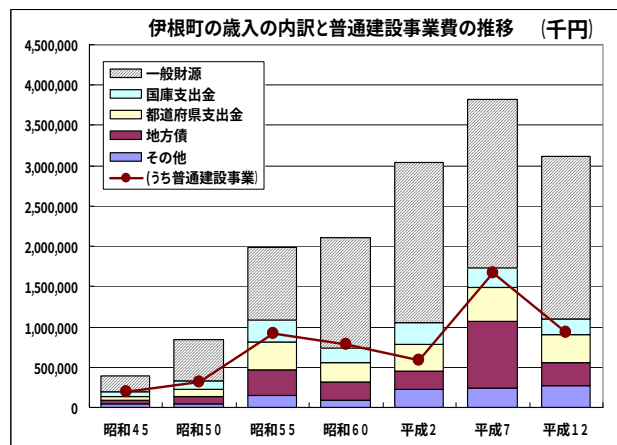
■ 単独事業費の対普通建設事業費比率の推移



普通建設事業の展開の事例 (京都府伊根町)

・伊根町では建設事業が積極的に展開され、道路や水道等のインフラの整備率が飛躍的に向上したが、一方で、地方債残高が積み上がっている。

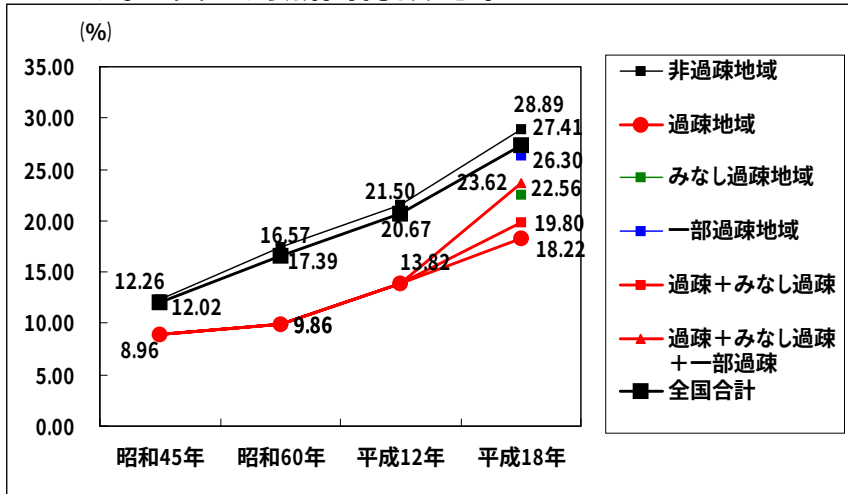
■ 伊根町における普通建設事業をとりまく状況



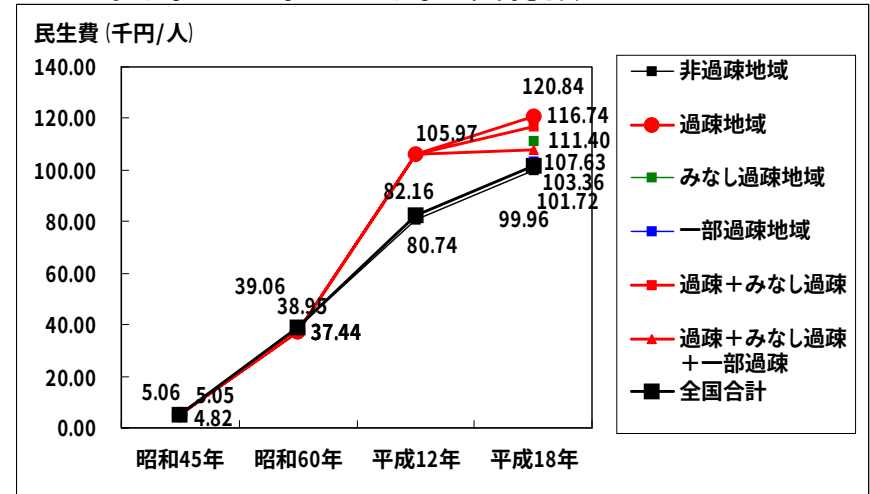
福祉費の増加

- ・財政運営に余裕がないなかで、福祉費は増加の傾向がある。
- ・特に、今後高齢者が増加する地域では、老人福祉費の増加が懸念される。

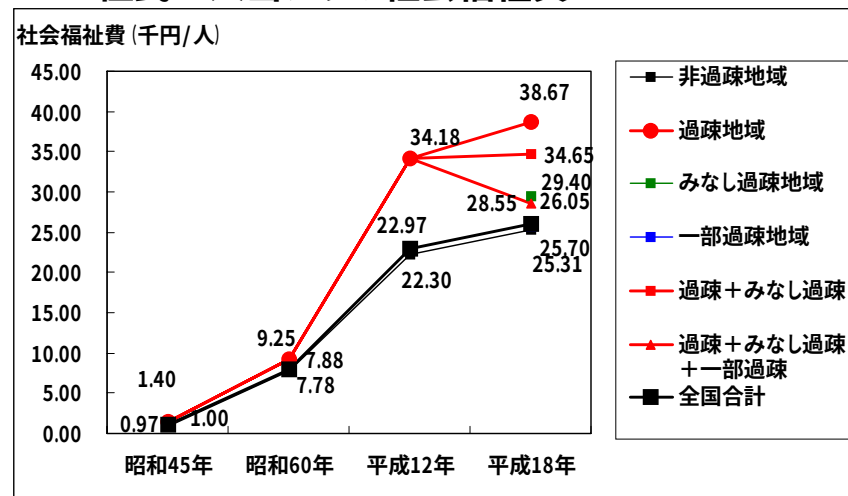
■ 民生費の対歳出総額比率



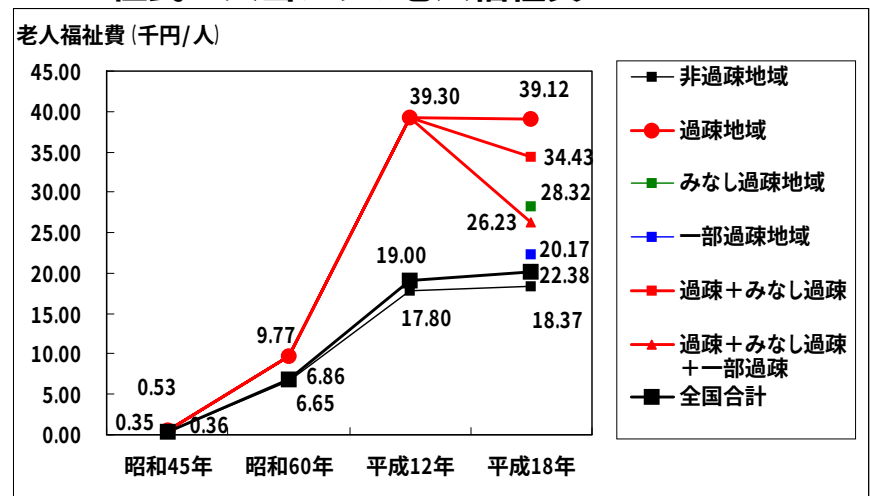
■ 住民一人当たりの民生費総額



■ 住民一人当たりの社会福祉費



■ 住民一人当たりの老人福祉費

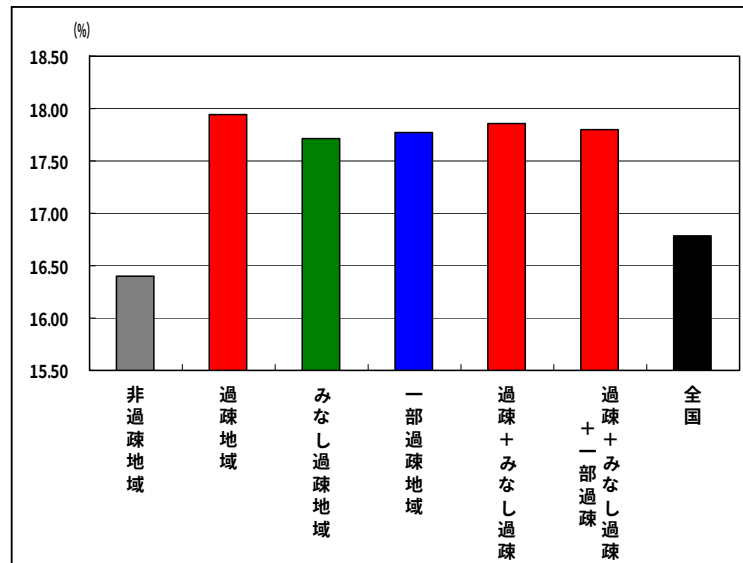


(参考) 介護認定発現率

・市町村単位で見ると、非過疎地域の方が若干、介護認定者の発現率が低い。

■ 介護認定発現率 (対65歳以上人口)

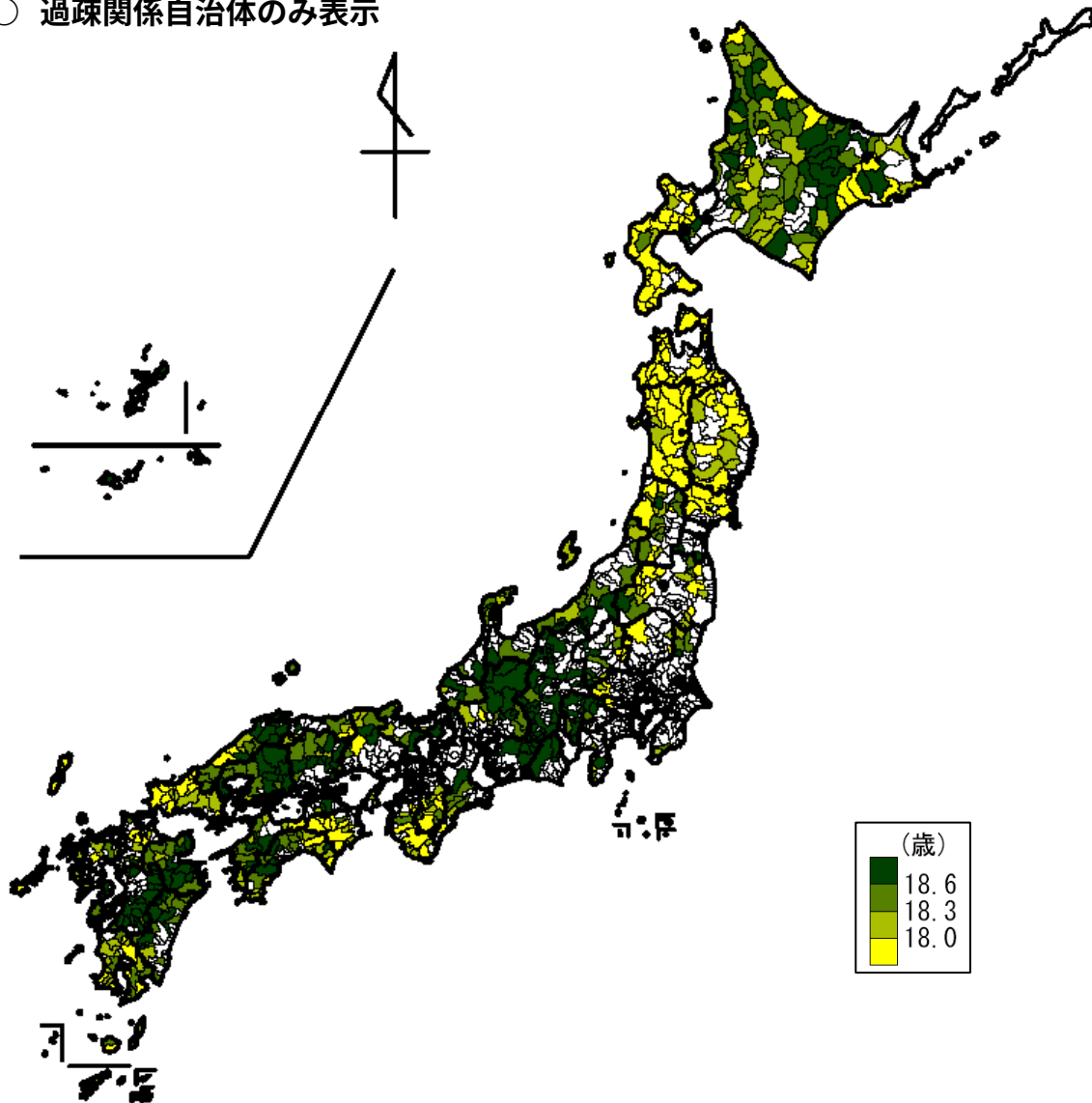
	人口総数		要介護・要支援	
		65歳以上人口	合計認定者数	認定発現率 (%) 対65歳以上人口
非過疎地域	99,312,640	18,720,144	3,069,534	16.40
過疎地域	5,321,661	1,698,393	304,856	17.95
みなし過疎地域	4,012,434	1,093,443	193,638	17.71
一部過疎地域	19,121,259	4,250,880	755,304	17.77
過疎+みなし過疎	9,334,095	2,791,836	498,494	17.86
過疎+みなし過疎 +一部過疎	28,455,354	7,042,715	1,253,798	17.80
全国	127,767,994	25,762,860	4,323,332	16.78



(非公開資料)

(参考) 65-69歳 男性の平均余命

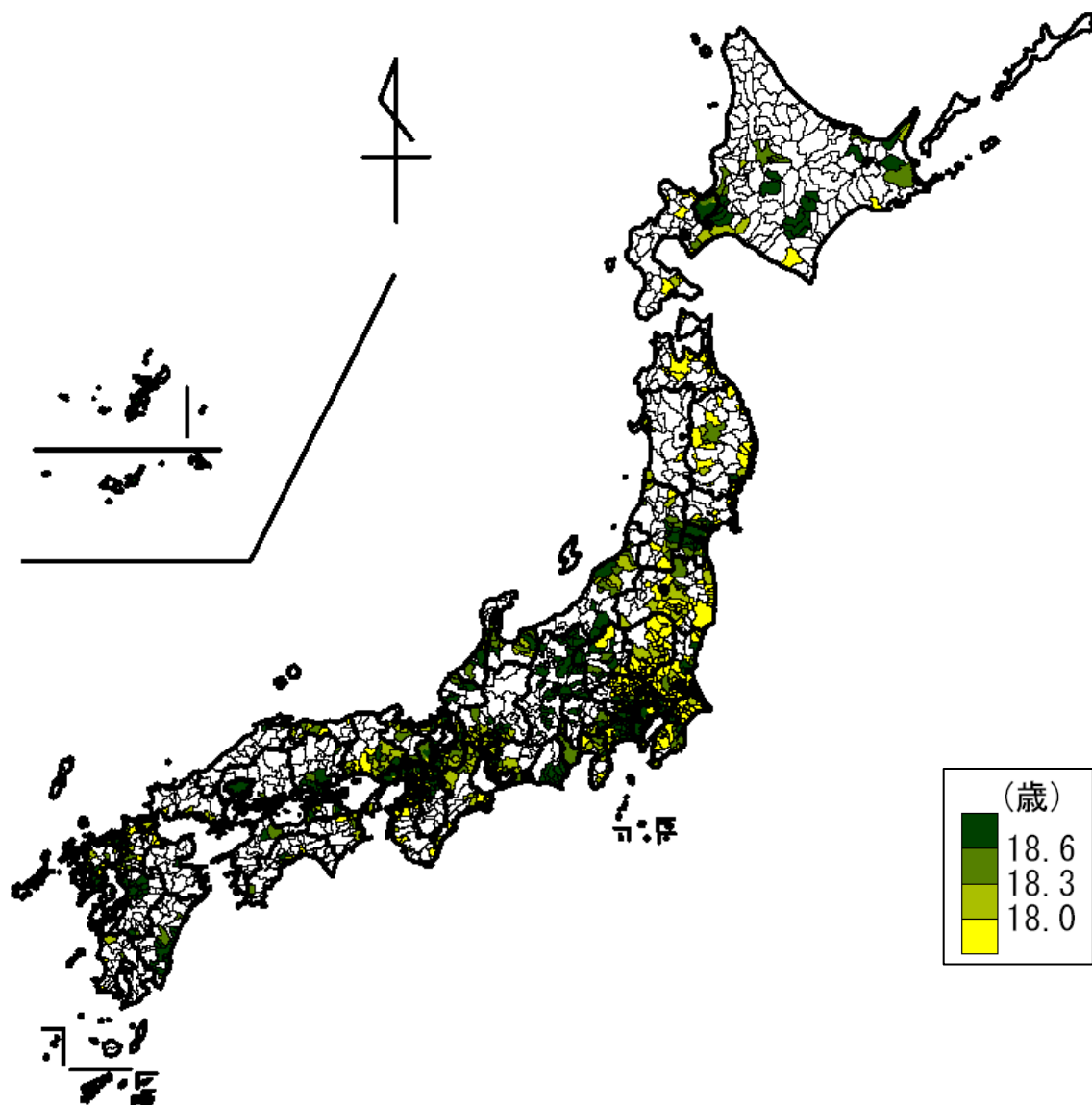
○ 過疎関係自治体のみ表示



・平均余命については、東北地方で短いなど、地域的な差異がみとめられる。

第20回完全生命表 (平成17年国勢調査等による) より国土計画局作成

○ 非過疎関係自治体のみ表示



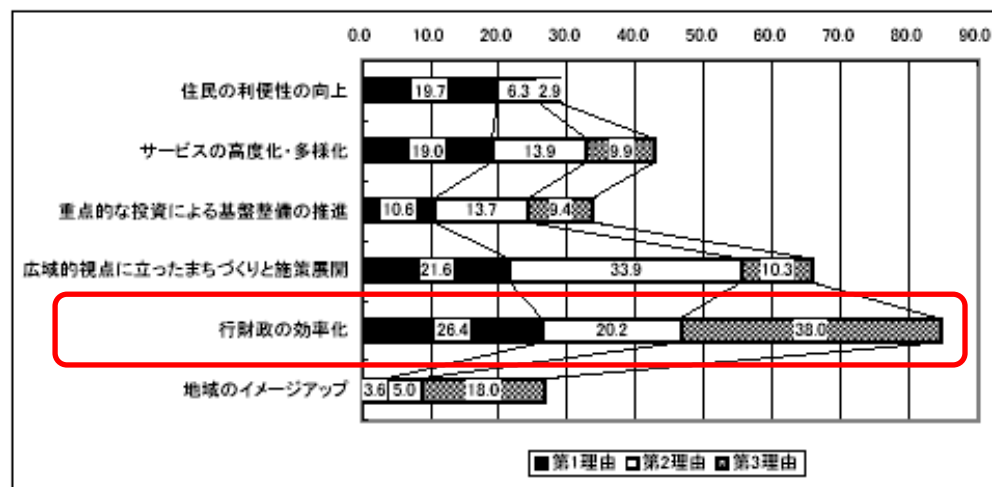
第20回完全生命表 (平成17年国勢調査等
による) より国土計画局作成

3. 市町村合併の影響

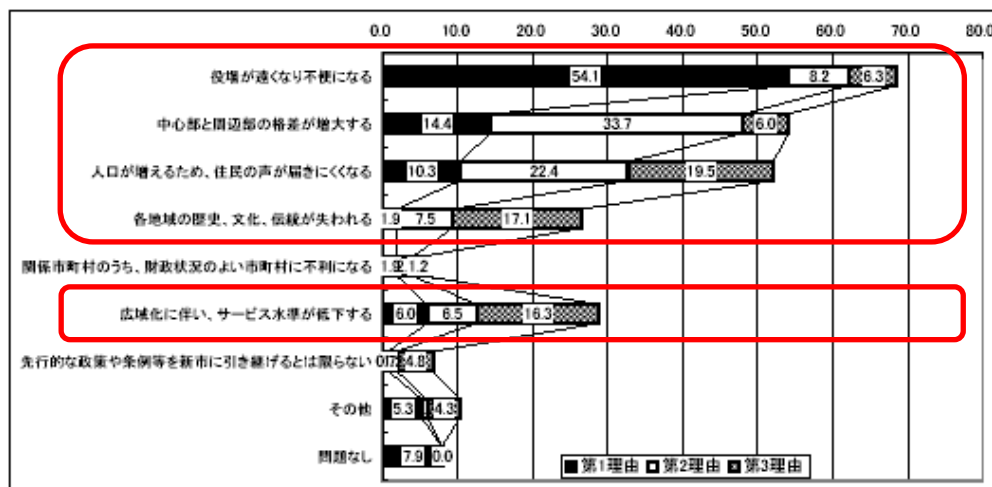
市町村合併の効果と問題点

・合併自治体においては、行財政の効率化が進んだ一方で、中心部から離れた地域における生活利便性やサービス機能の低下がみられるとともに、住民自治活動の動きは鈍い。

○ 貴市の合併の効果として大きなもの
(順番に3つ)



○ 貴市の合併の問題点として大きなもの
(順番に3つ)



地域自治区制度の導入(1)

・地域自治を推進するため地域自治区制度が設けられたが、制度を導入している自治体は少なく、合併自治体に限ってみても1割程度の自治体でのみ導入されている。

■ 地域自治区等の制度概要と実績

	地域自治区		合併特例区
	一般制度	特例制度	
根拠法令	地方自治法第202条の4	合併特例法第5条の5第1項	合併特例法第5条の8第1項
主な任務	・基礎自治体の一部として、事務を分掌し、事務所を有す		・規則制定権を有す ・事務所を有し、旧町村で処理されていた事務を処理あり
法人格	なし		(特別地方公共団体)
区長	なし(事務局長のみ)	事務局長に加え、区長を置くことが可能(特別職)	区長を置く(特別職)
期限	恒久	合併協議で定める期間	5年以内
事務局の職員	新市町村の職員		新市町村の職員から首長の同意を得て合併特例区長が命ずる
付随組織	地域協議会		合併特例協議会
付随組織の機能・権限	・重要事項の実施についての意見の開陳 ・市民・意見の開陳		・重要事項の実施についての意見の開陳 ・市民・意見の開陳 ・予算について審議
付随組織の委員	・首長が区域内住民から選任した委員が就く ・任期は4年以内		・首長が市町村議会議員の被選挙権を有する者から、規約で定める方法により選任された委員が就く ・任期は2年以内
区域	全域に置く	一部地域のみの設置も可能	一部地域のみの設置も可能
	任意の区域を設置する	旧市町村単位で設置する	旧市町村単位で設置する
住居表示	議会の議決を経て、町字名で使用することは可能	「〇〇区」と住居表示に冠する(旧町村名の使用可能)	
設置団体数 (平成19年10月1日現在)	17団体 (123自治区)	38団体 (104自治区)	6団体 (16自治区)

総務省資料より国土計画局作成

(参考) 平成17,18年度合併市町村実績

337件、 関係旧市町村数1,054

総務省資料より国土計画局作成

地域自治区制度の導入(2)

・地域自治区(一般制度)を設置する自治体では、自治体と地域住民との共同により、地域単位での住民に依る主体的なまちづくりが進展する例が見られる。

・行政による制度運用の工夫や住民への周知、地域住民や自治会等の理解と行動力に成否がかかっている模様。

■ 長野県飯田市

- ・1市2村の合併において、旧村部で地域自治区(特例)を設置
- ・旧市部においては1年半後に地域自治区(一般)を設置
- ・自治体と地区自治会において、「地域が元気なうちに何らかの措置を講じなければならない」との問題意識があり、自治体の周知活動と自治会の協力により、制度導入が円滑に進んだ
- ・「市議会」は市民の代表機関、「地域協議会」は住民に協議をしてもらう機関、と明確に役割分担をして周知
- ・「地域協議会」とは別に、地域づくりに関する事業を横断的に把握・管理する「まちづくり委員会」を設置
- ・「まちづくり委員会」は、広報配布等の委託事業費や各地区で自由に使える「パワーアップ地域交付金」等により運営

■ 宮崎県宮崎市

- ・1市3町の合併において、旧3町に地域自治区(特例)を設置
- ・旧市部においては、合併前より地区単位のコミュニティづくりを検討しており、合併と同時に12の地域自治区(一般)を設置
- ・各地域協議会において、自由に意見の言える雰囲気づくりや任意の部会の設置など、自主的な活動が展開されつつある
- ・市では「地域自治区マニュアル」を作成して住民に制度の趣旨や活用方法について広く普及
- ・地域自治会の運営は、当初、地域自治区が行っていたが、行政と地域協議会で選定した地域マネージャーを配置。市では地域マネージャーの育成・研修も展開
- ・地域協議会が複数の団体と計画した事業に対して助成する「地域魅力アップ事業」を展開し、地縁型組織と目的型組織の連携を強化

■ 岐阜県恵那市

- ・1市4町1村の合併において、旧市町村単位で地域自治区(一般)を設置。2年後、旧市域を8つに区分して計13の地域自治区を設置。
- ・合併協議の際は、「村おこしの地域振興をするための制度」程度の認識であり、議論もほとんどなく制度を導入。合併後、新設したまちづくり推進課において学習・議論が進み、地域分散型の制度運用に使うことがわかり、本格活用。
- ・十分な周知が進んでいなかったことから、地域委員会の委員は行政主導で選定し、地域協議会で用途を決められる「地域づくり補助金」も既存型の事業が選定される傾向にある。
- ・緩やかではあるが、住民主体の取り組みが広がりつつある。

「地方自治法上の地域自治区を活用した取り組みについて」
(財)地域活性化センター、H19.3より国土計画局作成

4. 英国の支援制度の例

英国の衰退地域支援制度 (1)

・英国では、詳細地区 (Super Output Area:SOA) ごとに算出する「地域衰退指数 (The Index of Multiple Deprivation: IMD)」に基づき、国から地方に対して基金の割り当てが行われている。

- ・英国では、地方自治体の税財源はカウンシル税 (Council Tax:個人居住用資産税) のみであり、国からの交付金等が歳入の約8割を占める。
- ・コミュニティ地方政府省 (Department of Community and Local Government:2006年に省庁再編により創設) では、詳細地区 (Super Output Area:SOA、Englandを約32,000地区に分割) ごとに、各種データから下記領域別の「衰退指数 (Indices of Deprivation)」を算出し、各領域別指数とこれらを総合化した「地域衰退指数 (The Index of Multiple Deprivation: IMD)」を順位とともに公表。

- ・収入貧困領域指数
- ・雇用貧困領域指数
- ・健康・心身能力貧困領域指数
- ・教育・技術・訓練サービス貧困領域指数
- ・居住・サービス供給貧困領域指数
- ・犯罪領域指数
- ・生活環境領域指数

総合化

■公表されるSOAごとの地域衰退指数・順位

SOA	LA CODE	LA NAME	GOR CODE	GOR NAME	IMD SCORE	RANK OF IMD (where 1 is most deprived)
E01006755	00BY	Liverpool	B	North West	85.46	1
E01005204	00BN	Manchester	B	North West	84.02	2
E01021988	22UN	Tending	G	East of England	82.58	3
E01012721	00EY	Blackpool	B	North West	82.50	4
E01006778	00BY	Liverpool	B	North West	82.26	5
E01006467	00BX	Knowsley	B	North West	82.16	6
E01006559	00BY	Liverpool	B	North West	81.78	7
E01006561	00BY	Liverpool	B	North West	81.33	8
E01006468	00BX	Knowsley	B	North West	81.22	9
E01012673	00EY	Blackpool	B	North West	80.91	10
E01005484	00BQ	Rochdale	B	North West	80.86	11
E01006676	00BY	Liverpool	B	North West	80.72	12
E01024929	20UN	Burton	G	North West	80.60	13

- ・国からの財政支援としては、Local Authority (LA)単位で、各領域ごとに算出された地域衰退指数に応じて、地域雇用基金の割り当てが行われる。LA単位で、SOAの状況を見ながら、施策展開地域や用途を決定可能。

■地域雇用基金 (Working Neighborhood Fund、2007年創設) :

地域衰退指数や雇用貧困領域指数により配分先LAが選定され、地域主導で集中的に事業を展開。

2008年から66のLAが基金を受領している。(England全体で4.6億ポンド (575億円))

(例) West Somerset (人口:35,000人、面積 730km² (参考:東京23区:621km²))

単年度100万ポンド (1億2,500万円) を受領。

英国の衰退地域支援制度 (2)

・「地域衰退指数」の算出根拠の一つ「居住・サービス供給貧困領域指数」は、生活サービス施設からの距離と、住宅取得状況から算出される。

Barriers to Housing and Services Domain (居住・サービス供給貧困領域指数)

■ 7つの指数

○Sub Domain: Geographical Barriers

- Population weighted average road distance (KM) to a primary school
- Population weighted average road distance (KM) to a food store
- Population weighted average road distance (KM) to GP premises
- Population weighted average road distance (KM) to a Post Office

○地理的障害

- ・ 小学校
 - ・ 食料品店
 - ・ 開業医の診療所
 - ・ 郵便局
- までの地区人口重心からの距離

○Sub Domain: Wider Barriers

- Difficulty of access to owner-occupation ID 2007
- Homelessness
- Overcrowding

○広範な障害

- ・ 自己所有住宅の取得困難性（収入で住宅取得不能の人の割合）
- ・ ホームレスの数
- ・ 過密住宅

英国の社会的疎外者支援

・英国では、2006年度より、社会的疎外タスクフォース (Social Exclusion Task Force:SETF) が展開されているが、「農村」における「高齢者」についても、2009年から社会的疎外を受ける市民・地域として支援対象に加える試みが進みつつある。

・内閣官房では、2006年度に社会的疎外タスクフォース (Social Exclusion Task Force:SETF) を掲げ、社会的疎外を受ける市民・地域として、下記の市民・地域に対する支援を展開。

■従来のSETFの対象者・地域

- ・失業、差別、技能未熟、低収入、低水準住宅、家庭離散などによって社会的疎外を受ける者
- ・犯罪発生率の高い地域

・2009年から、環境・食料・農村地域省 (Department for Environment , Food & Rural Affairs) と共同で、「農村における高齢者 (50歳以上) (older people (aged 50 and over) in rural areas)」を対象に加える試みが展開されており、まずは農村地域の住民による自主的な地域づくり活動について優良事例の収集・分析を進めている。

■農村地域において収集する高齢者による地域づくり活動の優良事例の例

- ・地域社会・コミュニティ参画
- ・健康づくり活動
- ・独居老人宅配サービス
- ・地域交通